

栃木県薬物の濫用の防止に関する条例の概要

条例の目的

第1条

薬物の濫用の防止に関し、県、県民、事業者の責務を明らかにし、県の施策の基本となる事項を定めるとともに、必要な規制を行うこと等により、薬物の濫用による保健衛生上の危害の発生及び拡大を防止し、県民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

薬物の定義

第2条

- ① 大麻
- ② 覚せい剤及び覚せい剤原料
- ③ 麻薬、麻薬原料植物及び向精神薬
- ④ けし、あへん及びけしがら
- ⑤ トルエン、酢酸エチル、シンナー
- ⑥ 医薬品医療機器等法第2条第15項に規定する指定薬物
- ⑦ ①～⑥に掲げるものの他、中枢神経に作用し保健衛生上の危害発生のおそれがあるもの

責務

第3条～第5条

- [県] 薬物の濫用の防止に関する施策を総合的に策定し、実施する。
施策の実施等に当たっては、市町村、関係団体と緊密な連携を図る。
- [県 民] 薬物の濫用の危険性に関する知識と理解を深め、薬物の濫用を防止するよう努めるとともに、県の施策に協力するよう努める。
- [事業者] 事業活動を行うに当たって、薬物の濫用の防止に努めるとともに、県の施策に協力するよう努める。また、濫用につながる薬物の情報を県に提供するよう努める。

基本計画の策定

第6条

薬物の濫用の防止に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、薬物の濫用の防止に関する基本的な計画を定める。

基本的な施策

第7条～第12条

I 施策推進のための体制整備
(公安委員会との連携を含む。)

II 薬物及びその試験等に関する調査研究

III 薬物の情報収集と、県民への情報提供

IV 正しい知識の教育・学習の推進

V 相談体制の充実

VI 依存症治療等の充実

薬物濫用防止のための規制（危険ドラッグ対策）

第13条～第27条

○知事指定薬物の指定

対象物	禁止行為	罰則等
【知事指定薬物】 薬物の定義⑦のうち、濫用されるおそれのある物として知事が指定したもの。	製造、栽培	①直接罰 (または) ②警告 ↓ 中止命令 ↓ 罰則
	販売、授与	
	広告	
	所持、購入 譲受、使用 使用場所の提供	警告のみ

* 報告書の徴収、立入検査、検査のための製品の収去を行うことができる。

○緊急時の勧告

薬物指定審査会が調査審議

知事指定薬物として指定する前の製造等の行為を中止するなど、必要な措置を勧告することができる。

○広域規制製品の所持の届出等

対象物	対策	対応
【広域規制製品】 販売等停止命令の対象物品のうち、広域的に流通等を規制されたもの。(法第76条の6の2第1項による禁止物品)	所持の届出	届出 ↓ 使用自粛要請 及び助言 ・指導

施行期日

公布日（平成27年6月30日）施行（禁止行為や罰則等は平成27年10月1日施行）